

第四次産業革命を視野に入れた 不正競争防止法に関する検討

中間とりまとめ概要

平成29年5月

産業構造審議会 知的財産分科会
営業秘密の保護・活用に関する小委員会

保護対象となる情報等の位置づけ

秘密として管理された情報

＜自社のみ、又は守秘義務等の契約等で権限のある者のみが使用＞

秘密として管理されていない情報

＜一定の条件下で利活用可能なもの＞

＜無制限、無条件での利活用＞

＜行為規制による保護＞

※ 著作権、特許権などの既存の知的財産権の対象を除く。

価値あるデータ※

営業秘密（不正競争防止法）

- ・営業秘密の侵害を禁止行為の類型として規定
- ・差止請求権、損害賠償請求権（※損害額の推定規定あり）、刑事罰などを規定

ビジネス上の選択

第1章 データ不正利用行為等の規制

価値あるデータの利活用が広く進むような法的な枠組みはない

ビジネス上の選択

特段の措置なし※

※共有情報として自由に利活用すべきものであるため。特段の措置は不要と考えられる。

- ・現行制度上、民法に基づく契約で対応する選択肢もある。
- ・ただし、第三者効のない契約では、契約の遵守が期待できる特定の提携先を超えて、多数の主体と取引することにはリスクがあると考えられる。

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（新たな情報財検討委員会）（第5回）資料を基に作成

＜情報保護の強化＞

営業秘密（不正競争防止法）

＜立証責任の転換＞
生産方法について
-不正な取得行為
-関連する物の生産をした場合の被告の使用を推定

第3章

分析方法等（その他政令で定める情報）を追加

技術的制限手段の保護（不正競争防止法）

- ・コンテンツ（「映像」「音」「プログラム」）の「視聴」「実行」を制限する技術的手段を無効化する装置の提供を規制

第2章

- ・技術的な制限手段の保護対象に分析等の「利用」を追加
- ・「データ」に係る技術的な制限手段を保護対象に追加
- ・技術的な制限手段の定義の明確化
- ・無効化サービスの規制

第1章

営業秘密管理指針・秘密情報の保護ハンドブック等の改訂

第1章

データに付加する管理情報（データ管理情報（仮））の保護

1. データ利活用促進に向けたデータ保護（データの不正取得等の禁止）

データ利活用の促進に向けては、安心して、他者とデータを共有したり、オンラインで外部のA I等のプログラムやストレージ等のサービスを利用できる環境が必要。そのため、新たに、以下の規定の創設を実際の取引実態、ニーズ等を十分踏まえた上で検討する。

悪質性の高い行為によりデータを取得する行為や、悪質性の高い行為により取得されたデータを使用・提供する行為を、不正競争行為とする。（第一章 1.3、3.3）

規制行為：不正競争行為として以下の行為の規制の在り方について検討する。

- ・暗号化解除等の悪質性の高い行為によるデータの取得
- ・悪質性の高い行為により取得したデータの使用・提供
- ・データに付された管理情報を削除・改変等した上でのデータの提供
- ・不正な目的（図利加害目的など）での、データ提供者の意に反したデータの使用・提供
- ・不正にデータを取得した者から事情を知ってデータの提供を受ける二次取得者以降の取得

留意点

- ・ 契約違反（民法等）として対応可能な行為との整理が必要
- ・ 契約違反が直ちに不正競争行為とはならない様、必要な要件を検討

保護対象：以下の点を想定して保護対象を検討する。

- ・客観的に管理の意思について一定の認識ができること
- ・事業活動に有用な情報であること
- ・データ収集・管理等への投資がなされていること 等

留意点

- ・ 収集等にかかった費用等については、その時点での価値等に応じて損害賠償額に反映されるものと考えられる

救済措置：規制行為に対し以下の救済措置を設ける。

- ・差止請求、損害賠償（損害賠償額の推定）、信用回復措置
- ※刑事措置については、今後の状況の変化等を踏まえて慎重に検討する。

留意点

- ・ その他の救済措置も必要性に応じ検討

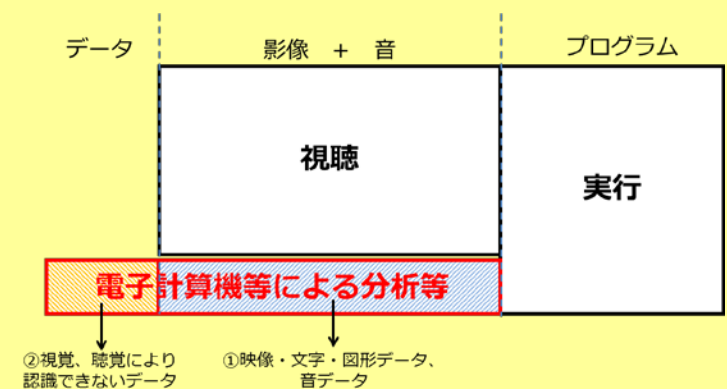
情報のデジタル化が進み、ネットを介して「つながる」環境の進展を踏まえ、営業秘密管理指針・秘密情報の保護ハンドブックの記載を充実させる。（第一章 2.3）

2. 暗号化など技術的な制限手段の保護強化

データの価値が高まる中で、暗号化を施した上でのデータのやり取りや、データをAI学習や分析など、視聴以外の利用を行うことが増えてきている。そのため、暗号化されたデータ等の保護強化に向けて、以下の規定の追加等を検討する。

<保護対象の追加>

- ・「映像」、「音」について、分析等「視聴」以外の利用を制限するために施される技術的な制限手段を保護対象として必要に応じて追加する。
- ・人が視覚・聴覚で感知できないデータの利用を制限する手段の保護に関しては、必要に応じ検討する。（第二章 1.3）



<技術的制限手段の対象の明確化>

- ・アクティベーション方式等が技術的制限手段に該当することを明確にする。（第二章 2.3）

<技術的制限手段の無効化に関連するサービスの提供禁止>

- ・技術的制限手段を無効化するサービスを提供する行為を、必要に応じ不正競争行為とする。
- ・悪質な行為を伴う、技術的制限手段を無効化する方法を教えるサービスについては、必要に応じ検討する。（第二章 3.3）

<その他>

- ・技術的制限手段を無効化した上で利用等する行為の規制については、必要に応じ検討する。（第一章 1.3、第二章 1.3、3.3）

3. 技術的な営業秘密の保護（立証責任の転換）

【政令】

データの価値が高まり、データの分析もA I等の実装により高度化が進み、その分析方法等の開発にも相当の投資がなされている。企業は、分析方法等を、営業秘密として秘密管理し競争力を維持している。一方で、万が一、その方法が不正に取得されて使用されたとしても、その使用に関しては、外部からの立証が困難な状況。

そのため、分析・解析・評価方法等について、不正な営業秘密の取得等が認められる場合において、その秘密を使用したことを推定することを検討する。

不正競争防止法の第5条の2の規定により、技術上の秘密を使用する行為等として推定する対象として、分析・解析・評価方法等を規定（政令）する。（第三章 1.3）

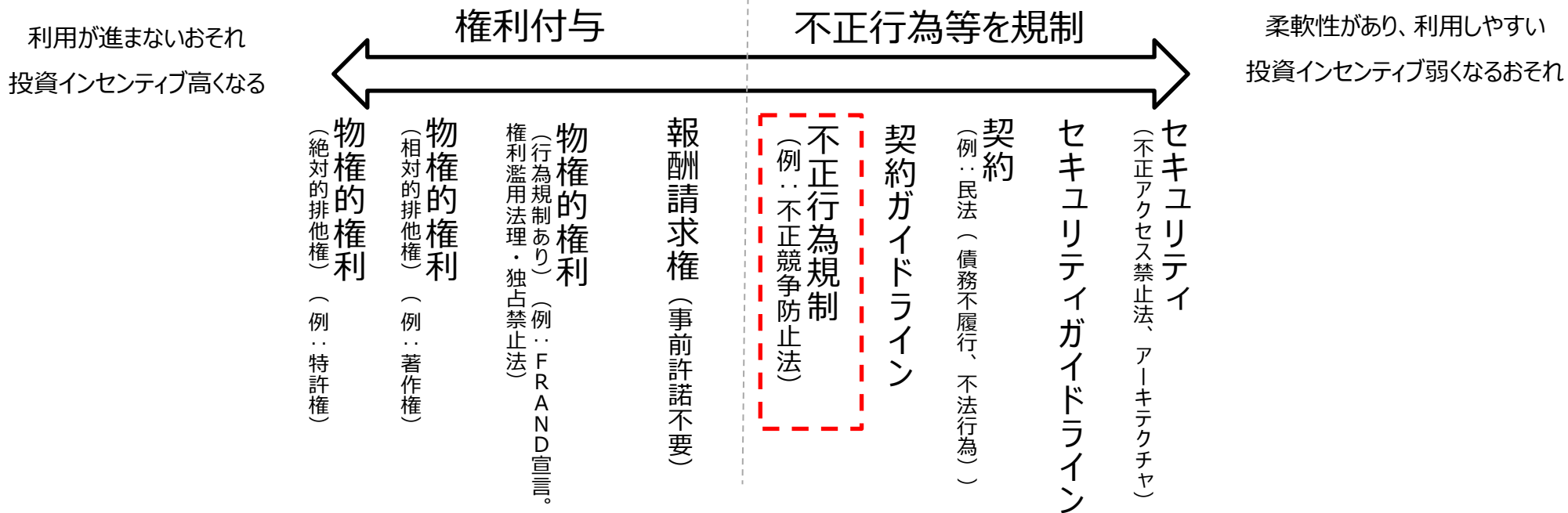
保護対象：「技術上の秘密」については、以下の情報等を想定し検討する。

- ①化学分析／検査方法
- ②画像分析／検査方法
- ・上記の秘密に応じた「明らかな行為」についても、検討する。
- ・その他の技術上の秘密に関しても、引き続き、ニーズを把握し、必要に応じ、追加を検討する。

留意点

- ・差止の対象とすべき行為の範囲と原告の求める措置とのバランスを考慮しつつ検討する
- ・被告の反証については、証拠に含まれる営業秘密の漏えいを防止する手続が整備されている点も考慮

(参考)知的財産に関する政策手段と「新たな情報財検討委員会」における検討



知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 (新たな情報財検討委員会) における主なご意見

- データは今までの法律で守れるのか。安心感がないと企業はデータを出せない。重要なのはバランス。保持側・利用側どちらに傾いてもデータの困り込みが起きる。
- 確固たるビジネスモデルが出ていないので、あまりに強い権利を与えたり、がんじがらめの制度になると動きにくい。
- 利活用ということを考える以上は、排他的利用権の設定を新たに創設することには反対。
- 意図せずにデータが流れてしまった場合の救済について、契約による損害賠償だけでなく、不正競争防止法の何らかの適用をして、差止できると良いのではないか。
- データを不正の意図をもって入手する行為とか、受領したデータを第三者に開示する行為を新たな不正行為として追加するかを検討していただきたい。
- プロテクションを破ってデータを抽出して、第三者に提供する行為は不正行為と認定するアプローチはあるのではないか。

(参考) データの利活用促進のための知財制度の在り方について

【現状と課題】

- IoTの進展等により膨大なデータ(ビッグデータ)を効率的に収集・共有できる環境が実現し、個人情報を含むデータ利活用に関する一定の法的な基盤^{※1}も整備されつつある中で、他社等保有のデータと掛け合わせるなどのデータ利活用による新サービスの創出、産業競争力強化が期待されている。
- 一方で、データを利活用した**ビジネスモデルやデータ流通基盤が十分に確立されていないことや、不正利用された場合の対応に関する懸念や不安**などを背景に、必ずしも十分なデータ利活用がなされているとは言えない状況である。
- 現行知財制度上、著作権等の対象とならない価値あるデータを営業秘密として秘匿する以外には、逆に無制限・無条件で利活用させる^{※2}しか選択肢がなく、**一定の条件で広く利活用が進むことを支援するような法的な枠組みはなく、業種の垣根を越えて「知」を共有し、連携・協働を進めるオープンイノベーションが阻害されている可能性がある。**

※1 官民データ活用推進基本法(平成28年12月7日成立・同月14日公布)
改正個人情報保護法(平成27年9月3日成立・同月9日公布)

※2 広告等の他事業で利益を図る目的など

【具体的に検討を進めるべき事項】

➤ データ利用に関する契約の支援

価値あるデータの利用に関する**契約ガイドライン等**を策定することにより、データ利用とデータ創出への寄与度等に応じた利益分配などに関する留意点を整理することについて、具体的に検討を進める。

➤ 健全なデータ流通基盤の構築

情報セキュリティ確保のための取組や、価値あるデータの利活用・流通基盤に関する実証などの環境整備を進めるとともに、データ取引市場などの**データ流通基盤の中で、利用とそれに伴う利益分配に関する事実上のルール**を作ることについて、具体的に検討を進める。

➤ 公正な競争秩序の確保

価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる**公正な競争秩序を確保**するため、新たな不正競争行為の対象となるデータや行為について、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進める。

【引き続き検討すべき事項】

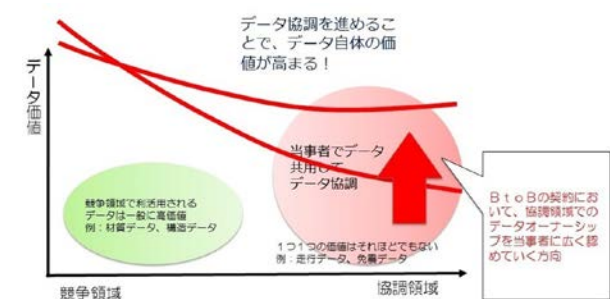
➤ 利活用促進のための制限のある権利の検討

データ利活用ビジネスの動向やデータ取引市場の状況、諸外国の検討状況等を注視しつつ、制限のある権利について必要かどうかも含めて引き続き検討する。

【本検討委員会の主な検討対象】

データの種類	個人に関わらないデータ	匿名加工されたデータ	個人情報を含むデータ
原資			
民間の投資等	今回の主な検討対象		
公的資金			

【データの利活用と価値の関係イメージ】



出典: 新たな情報財検討委員会第4回会合資料6(経済産業省(情報経済課)説明資料)

(参考) 欧州におけるデータ・AIを巡る議論の状況

【データに関する議論の状況】

・欧州委員会は本年1月に「欧州のデータエコノミーの構築」と題する書面を公表し、データの自由流通を実現することにより社会・経済の発展を図るべく、データを巡る様々な課題について利害関係者と対話を行っていくことを明らかにした。特に知財に関しては、IoT等の機械から得られる生データであって知財権の対象となっていないものについて、適切なアクセスを確保し、利活用を促進するために、どのような方法が考えられるのかが課題として挙げられている。

【AIに関する議論の状況】

・AIの行った行為の責任に関する議論はされているが、知財に関する議論はほとんど行われていない。

「欧州のデータエコノミーの構築」に挙げられた検討事項

- ・データの契約に関する指針を作る。
- ・データベースに関するSui generis right(特別の権利)(※)の見直しを行う。
- ・データのトレーサビリティを高める等、データ取引の信頼性の向上に有効な技術の開発を促進する。
- ・契約上の地位の不均衡や法的手続きコストを低減するため、契約のモデルを作る。
- ・公共の利益や科学的な目的のために、公的機関がデータへアクセスすることを認める。
- ・機械の所有者や長期借用者といったデータを生成している主体に、データの使用权(データ生成権)を付与する。
- ・公平、妥当かつ差別のない(FRAND)条件の下でデータを提供したデータ保有者が報酬を受け取ることが出来るような仕組みを設ける。

※データベースに関するSui generis right(特別の権利)とは、1996年の「EUデータベース指令」によって定められたもので、創作性が認められず著作権法によって保護されないデータベースについて、データベース作成に係る投資を保護するために特別に付与される権利。実質的な部分の抽出や再利用を禁止することができる。保護期間は15年。

データの保護・利活用に関する有識者の意見

- ・データに関してはまだビジネスモデルが確立されていない中で、(排他的な)知財権を付与することは、データの流通を阻害するのではないか。営業秘密や契約での対応も可能である。
- ・Sui generis rightはあくまでデータベースを保護するとされているところ、データとデータベースの区別が難しく、権利の外縁がわかりにくいこと(何が侵害となるのかわかりにくいこと)から使い難い権利となっている。
- ・価値あるデータの不正取得について、不正競争防止法における行為規制アプローチは考慮しても良いのではないか。

平成29年1月30日～2月3日に行った知財事務局現地調査を基に作成調査対象は、欧州委員会(貿易総局、成長総局、通信総局)並びにマックスプランクイノベーション・競争法研究所及びミュンヘン大学の有識者4名